

消防予第 261 号
平成 8 年 12 月 24 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の施行について(通知)

消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成 8 年自治省令第 37 号)、消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成 8 年自治省令第 38 号)及び消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成 8 年自治省令第 39 号)が、平成 8 年 12 月 24 日に公布され、平成 9 年 1 月 1 日から施行されることとされた。

今回の改正は、消防用ホース及びねじ式の結合金具については阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、これらの大規模災害等の消火活動を有効に行えるように従来よりも大きな内径を有するものの追加に伴う規定の整備、消火器用消火薬剤については粉末消火薬剤の性状確認に使用される試験用ふるいに係る規定の整備等を目的として行われたものである。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

- 1 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部改正について
 - (1) 消防用ホースに呼称 150 及び呼称 125 が新たに追加されたこと(第 4 条関係)。
 - (2) 呼称 150 及び呼称 125 の消防用ゴム引きホースに係る使用圧の区分が整備されたこと(第 6 条関係)。
 - (3) 呼称 150 及び呼称 125 の消防用ゴム引きホースの重量に係る規定が整備されたこと(第 12 条関係)。
 - (4) 呼称 150 及び呼称 125 の消防用ゴム引きホースの使用圧に応じたよじれに係る規定が整備されたこと(第 15 条関係)。
 - (5) その他所要の改正が行われたこと。
- 2 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部改正について
ホース用のねじ式結合金具に呼称 150 及び呼称 125 が新たに追加されたこと(第 3 条関係)。

3 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正について
粉末消火薬剤の粒度の測定単位が国際単位系に改められたこと(第7条関係)。

4 施行期日等

(1) これらの省令は、平成9年1月1日から施行することとされたこと。

(2) 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している消火薬剤に係る試験については、なお従前の例によることとされたこと。

(3) 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火薬剤に係る型式承認及び従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火薬剤に係る型式承認は、改正後の消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなすこととされたこと。